

(目的)

**第1条** この規程は、清泉女学院リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の管理及び運用について定める。

2 清泉女学院大学及び清泉女学院短期大学（以下「本学」という。）は、本学の構成員の研究・教育活動の成果（以下「成果物」という。）を電子的形態によって収集、蓄積、保存（以下「登録」という。）し、教育・学習活動支援、研究活動推進、学術貢献を目的として、学内外に広く提供する。

(管理及び運用)

**第2条** リポジトリの管理及び運用は、本学図書館（以下「図書館」という。）が行う。

(登録者)

**第3条** リポジトリに成果物を登録できる者（以下「登録者」という。）は、本学専任教職員、本学元専任教職員、その他図書委員会で協議し、図書館長が認めたものとする。

(登録の対象となる成果物の範囲)

**第4条** リポジトリに登録できる成果物は、次のとおりとする。

- (1) 学術雑誌掲載論文、本学紀要掲載論文、その他
- (2) 登録者が作成に関与し、登録を希望したもの
- (3) 法令上、社会通念上又は情報セキュリティ上問題が生じないもの

(登録手続きと許諾)

**第5条** 成果物をリポジトリに登録を希望する登録者は、リポジトリ登録申請書を図書館長に提出する。

2 登録者は、図書館がリポジトリにおいて行う次の行為について、すべて無償で許諾することとする。

- (1) 成果物を複製し、リポジトリを構築するサーバーに格納すること
- (2) ネットワークを通じて、前号の複製物を公開すること
- (3) 保存及び利用可能性維持のための複製又は媒体変換を行うこと

3 WEB上での公開を前提として本学で刊行している紀要類に掲載された成果物は、リポジトリ登録申請書の提出を省略することができる。

(著作権等に関する事項)

**第6条** リポジトリに登録された学術情報資料の著作権は、登録後も原著作権者に帰属する。

2 登録者は、リポジトリに登録する成果物の著作権が登録者を含む複数の者に帰属している場合、図書館が行う登録に関する行為を無償で許諾する旨の同意書を、著作権の帰属する全員より予め取得して申請手続を行う。

(登録の削除等)

**第7条** 図書館は、次に掲げる場合に登録された成果物を削除又は登録の申請を却下することができる。

- (1) 登録者が理由を付して削除の申し出を行い、図書館長がそれを認めた場合
  - (2) 法に反する、公序良俗に反する、盗用・剽窃によることが明らかとなり又は内容が著しく不適切である等の理由が生じて、図書委員会で協議した結果、削除又は申請の却下を決定した場合
- 2 登録を削除、却下された登録者は、図書館長に対して理由を文書で示すよう請求することができる。

附則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。